

## 「2027年版岐阜県民手帳」製作・出版・販売業務仕様書

### 1 業務名

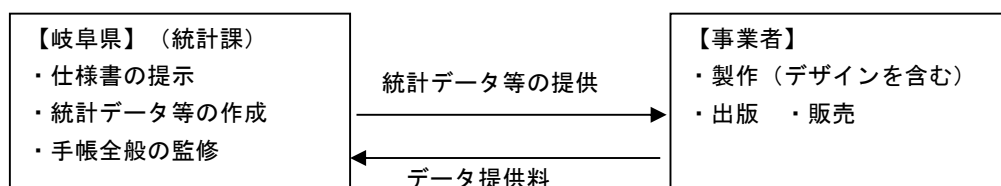
「2027年版岐阜県民手帳」製作・出版・販売業務

### 2 概要

#### (1) 業務内容

県の主要データ並びに県民相談の窓口、県内の主な行事等を広く県民に提供するために、「2027年版岐阜県民手帳」（以下、「手帳」という。）の製作・出版・販売業務を行う。

(図1) 業務内容のイメージ図



岐阜県は、手帳全般の監修と、別に定めた統計データ等の提供を行う。  
事業者は岐阜県に対してデータ提供料を支払い、手帳の製作（デザインを含む）・出版・販売を行う。  
岐阜県は、製作・出版・販売等にかかる経費を一切負担しない。

#### (2) 手帳の販売開始日

令和8年10月6日頃を目途に、県下全域での店頭販売及びインターネット販売を開始することとするが、広報等を含め効果的な販売を行うため、具体的な販売開始日は事業者と協議の上、決定することとする。

#### (3) 手帳販売価格

1冊 800円（消費税込）を上限とする。

#### (4) 発行冊数

総数7,000冊を下限とする。ただし、美濃手すき和紙モデルの2種類以上（種類については、統計課と事業者の協議による）については、各種類1,500冊を下限とする。

### 3 業務の実施

業務は次の(1)～(13)により実施する。なお、業務は本仕様書及び仕様表（別添1）、企画提案書に基づき実施することを原則とするが、本仕様書若しくは仕様表に記載が無い事項、又は、今後県が仕様の変更を行うこととした事項については、その都度協議する。

#### (1) スケジュール表の提出

事業者は、契約後1週間以内に、次の(2)～(13)を実施する具体的な「スケジュール表」を岐阜県に提出し承認を得ること。また、業務は、原則この「スケジュール表」に基づいて実施し、止むを得ず変更が生じる場合には必ず岐阜県に申し出て承認を得ること。

#### (2) データ提供

岐阜県は、「提供データ一覧」(別添2)のデータを事業者へ令和8年7月3日(金)までに順次提供する。ただし、校正段階で新しいデータが公表されている場合等には、データを差し替えることがある。

#### (3) 原案の作成

事業者は、手帳の原案を作成し、表紙デザイン・材質、帯等を含む全体イメージについて、校了の日までに岐阜県の承認を得る。

#### (4) 点検・校正

岐阜県が提供したデータの点検及び校正は岐阜県において行うが、それ以外の点検及び校正は、事業者において行う。

#### (5) 製作部数

事業者は、製作部数を校了の日までに岐阜県に報告する。なお、この製作部数は、報道関係者等からの照会があった場合、公表することとする。

#### (6) 広報

手帳を広く県民に周知するため、岐阜県及び事業者は、仕様や販売場所等に関する広報を行う。広報のためのチラシ等の作成は、事業者が行う。また、岐阜県が手帳に関するPR事業を行う際に必要なチラシ等については、事業者が必要部数を無償で岐阜県に提供する。

#### (7) 記者公表

販売開始の記者公表は岐阜県が行う。ただし、記者クラブに配布する手帳(20冊程度)は事業者が無償で提供することとし、公表の2日前までに岐阜県総合企画部統計課に持参すること。

#### (8) 販売

岐阜県は、原則、販売に関する事務は行わない。書店等取扱店・所への委託販売契約等必要な事務手続きは事業者において行う。

事業者は、岐阜県公式ホームページに掲載するため、販売店名・所在地・電話番号を一覧とした「販売店一覧表(予定)」を令和8年8月31日(月)までにExcelデータで岐阜県に提出する。この時、インターネット販売及び通信販売が可能な販売店を明確にすること。

また、事業者は、同事項記載の「販売店一覧表(確定)」を記者公表の2日前までにExcelデータで岐阜県に提出する。

#### (9) オリジナル表紙県民手帳

手帳の幅広い活用のため、岐阜県又は県内市町村の所属が政策的に必要であると判断する場合、若しくは、岐阜県又は県内市町村の関係団体、出資団体(以下「依頼者」という)からオリジナル表紙県民手帳の作成及び購入依頼があった場合、事業者は、これを受注・作成する。

オリジナル表紙県民手帳の募集及び作成の決定は岐阜県が行う。

オリジナル表紙のデザイン（両面）は依頼者が作成し、そのデザインの受け渡しや校正の方法については、依頼者と事業者、岐阜県の三者で協議の上決定する。

オリジナル表紙県民手帳の納品日及び納品場所については、依頼者と事業者、岐阜県の三者で協議の上決定する。

事業者が、オリジナル表紙県民手帳を依頼者へ販売する際の価格については、次のとおりとする。

ア 依頼者が無償配布を目的として作成・購入する場合  
定価

イ 依頼者が販売を目的として作成・購入する場合  
定価の85%以下

#### (10) オリジナル表紙県民手帳にかかる特典記事の掲載

依頼者から希望があった時、事業者は手帳にその依頼者をPRするための記事が無償で作成し（デザイン・レイアウト等を含む）掲載する。

掲載記事の原稿は依頼者が作成し、その原稿の受け渡しや校正の方法については、依頼者と事業者、岐阜県の三者で協議の上決定する。

#### (11) オリジナル表紙県民手帳の販売

依頼者がオリジナル表紙県民手帳の販売を希望する場合、原則、その販売は依頼者が独自に行うが、依頼者が県の所属であり、販売所を持たない場合又は政策的に必要であると判断する場合は、事業者が通常の表紙の手帳と共に販売業務を行う。

#### (12) 販売冊数の報告

事業者は、令和9年1月末日までの販売冊数を表紙の柄別に集計し、令和9年2月19日（金）までに岐阜県に書面で報告すること（一時集計）。また、令和9年4月末日までの販売冊数を表紙の柄別に集計し、令和9年5月28日（金）までに岐阜県に書面で報告すること（最終集計）。なお、この販売冊数については、報道関係者等からの照会があった場合、公表することとする。

#### (13) その他

岐阜県は、手帳全般について監修する。事業者は、製作にあたって不明な事項が生じた場合は、その都度、岐阜県と協議し承認を得ること。

また、(7)とは別に手帳20部及びオリジナル表紙県民手帳各1部を岐阜県統計課へ無償で納入すること。

### 4 業務の継続が困難となった場合の措置

事業者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

#### (1) 事業者の責に帰すべき事由により業務継続が困難となった場合

事業者による業務継続が困難となった場合には、岐阜県は契約の解除をすることができる。この場合、岐阜県に生じた損害は事業者が賠償するものとする。

なお、契約の解除により次期事業者に業務を引き継ぐ際は、次期事業者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこととする。

## (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、岐阜県及び事業者双方の責に帰すことができない事由により、業務を継続することが困難となった場合、事業者はその状況を直ちに書面で県に報告するものとする。継続の可否又は変更については、岐阜県と事業者で協議するが、一定期間内に協議が整わない時は、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

また、いかなる状況でも、事業者は、県にその損失の補償又は損害賠償を請求することができない。

なお、契約の解除により次期事業者に業務を引き継ぐ際は、次期事業者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

## 5 著作権等

手帳の著作権は、事業者に帰属する。

事業者は、手帳の製作において岐阜県が提供するデータ以外の素材等を利用するにあたり、第三者の著作権その他第三者の権利を侵害するおそれのある場合は、事業者の責任において著作者等から利用許諾を得ること。

そのほか別添3「著作権等取扱特記事項」によること。

## 6 個人情報保護

事業者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分注意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

そのほか別添4「個人情報取扱特記事項」によること。

## 7 守秘義務

事業者は、業務を行うにあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

## 8 他用途利用の禁止

事業者は、業務を行うにあたり、岐阜県から提供を受けたデータを2027年版岐阜県民手帳製作・出版・販売業務以外に利用し、又は第三者に提供することはできない。

## 9 データ提供料の納入

事業者は、手帳全体の校了後速やかに、データを受領した旨の受領書を岐阜県に提出するものとする。また、事業者は、岐阜県が当該受領書を受領した後に発行する納入通知書により、納入通知書発行日から起算して20日以内に、データ提供料を納入するものとするが、指定の日までに納入しない場合、所定の率の延滞金が加算される。

なお、納入されたデータ提供料は、いかなる理由があっても返還しない。

## 10 情報セキュリティ

事業者は、業務を行うにあたり、別添5「情報セキュリティに関する特記事項」を順守すること。

## 11 その他

この仕様書に定めのない事項については、岐阜県統計課と協議の上決定する。